

川口市告示第486号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者の指定をしたので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年6月26日

川口市長 奥ノ木信夫

1 事業者の名称、代表者の氏名及び所在地

(1) 名称 ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社

(2) 代表者の氏名 代表取締役 島本茂弘

(3) 所在地 東京都品川区西五反田七丁目7-7

2 指定納付受託の対象とする収入

キャッシュレス決済を通して納付される以下の収入

- ・グリーンセンターの入園料及び利用料
- ・リサイクルプラザの余熱利用施設「サンアール朝日」における利用料

3 指定期間

令和6年6月26日から令和7年3月31日まで